

VI. 銀行と顧客間の義務、損害の分担について

1. 顧客の協力義務

(1) 顧客から銀行への情報提供義務

① 顧客が提供すべき自己に関する情報としては、次の事項が定められている。ドイツ1993年新銀行普通取引約款では、氏名の変更、住所の変更、代理権の消滅、代理権の変更が定められている。ベルギー諸行為に関する一般規則では、その法的能力に生じた変化、銀行との関係で行為する能力を持つ者のリストとその権限について生じた変更が定められ、その効果として、この義務を履行しなかったことによる帰結に関する損害は顧客に帰する旨が定められている。

これに対して、銀行取引約定書では、印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項の変更、財産、経営、業況、それらについて重大な変化が定められ、印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項の変更の届出を怠ったことによる効果としては、到達がみなされる旨が定められている。また、当座勘定規定では、氏名、代理人、住所、電話番号その他届け出事項の変更が定められ、その効果としては、届出前の損害についての銀行の免責と、到達がみなされる旨が定められている。さらに、普通預金規定・総合口座取引規定では、印章、名称、住所その他の届け出事項の変更が定められ、その効果としては、届け出前の損害についての銀行の免責と、到達がみなされる旨が定められている。

(資料)

○ドイツ1993年新銀行普通取引約款(「各国銀行取引約款の検討—そのI
各種約款の内容と解説—」(以下、「そのI」として引用)21頁)

11条 (1) 氏名、住所または銀行に対し授与された代理権の変更

取引の適正な処理のためには、顧客が銀行に氏名および住所の変更
ならびに銀行に対して与えられた代理権(特に任意代理権)の消滅ま
たは変更につき、遅滞なく通知することが必要である。この通知義務
は、代理権が公簿(たとえば商業登記簿)上において登記された場合
およびその消滅または変更が登記された場合にもまた存在する。

○ベルギー諸行為に関する一般規則(「その1」63頁)

20条 署名

(5) 顧客は、その法的能力に生じた変化、銀行との関係で行為する能
力を持つ者のリストとその権限について生じた変更を遅滞なく銀行に
知らせる義務を負う。この義務を履行しなかったことによる帰結に関
する損害は顧客に帰する。

② 顧客が報告すべき事故としては、次の事項が定められている。ドイツ
1993年新銀行普通取引約款では、口座勘定計算書の未送付、寄託明細書の
未送付、顧客が受領を期待しているその他の通知の未着が定められている。

これに対して、普通預金規定・総合口座取引規定では、通帳・印章の紛
失が定められ、その効果としては、届け出前の損害についての銀行の免責
が定められている。

(資料)

○ドイツ1993年新銀行普通取引約款(「そのI」22頁)

11条 (5) 通知の未着に際しての銀行の報告

口座勘定計算書および寄託明細書が顧客に送付されていない場合には、顧客は銀行に遅滞なく報告しなければならない。報告義務は、顧客が受領を期待しているその他の通知(有価証券清算書、顧客の委託の実行後のまたは顧客が期待している支払についての口座勘定計算書)の未着についても存在する。

(2) 顧客が銀行に行なう委託を明確にする義務

ドイツ1993年新銀行普通取引約款が、このような義務を顧客が負う旨を定めている。その水準は、委託内容が疑問なく認識されるようにするというものであり、この義務違反の効果は、委託の実行の遅滞が是認される旨が定められている。

(資料)

○ドイツ1993年新銀行普通取引約款(「そのI」21頁)

11条 (2) 委託の明確化

すべての種類の委託はその内容が疑問無く認識されるようにしなければならない。明白に書式化されて定められていない委託に対しては、問い直しすることが認められ、その結果委託の実行の遅滞も是認されねばならない。就中、顧客は口座の貸し方勘定への記帳の委託に際して(たとえば口座振替の委託に際して)受取人の氏名、表示された口

座番号および銀行番号の正当性と完全性について注意しなければならない。委託の変更、認識または繰り返しはそれ自身はつきり示されなければならない。

(3) 計算書等の検査義務

ドイツ1993年新銀行普通取引約款では、計算書等の検査義務が定められている。また、イタリア当座勘定規則では、口座通知書の検査義務が定められ、効果として、承認がみなされる旨が定められている。さらに、スイス普通取引約款では、計算書の検査義務が定められ、効果として、承認がみなされる旨が定められている。

(資料)

○ドイツ1993年新銀行普通取引約款（「そのI」22頁）

11条（4）銀行の通知に際しての検査と異議

顧客は口座勘定計算書、有価証券清算書、寄託および収益明細書、その他の清算書、委託の実行についての報告書ならびに待ち受けている支払および送付についての情報（送り状）に関して、その正当性および完全性を遅滞なく検査しかつ異議がある場合には、遅滞なく申し立てなければならない。

○イタリア当座勘定規則（「そのI」182頁）

8条（2）口座主から銀行に対する明確な異議が書面で送達されないかぎり、口座通知書の発送の日から40日（それに送達のために必要な

合理的期間が加算される)後に、口座主は、その口座通知書を留保なしに承認したものとみなされ、口座を構成する個々の項目に同意したものとみなされる。

○スイス普通取引約款(「そのI」44頁)

9条 勘定取引

(1)(第1文、略)

当行の計算書に対して遅くとも1月内に異議が申し立てられないときは、承認されたものとみなされ、顧客が署名すべき承認通知が当行に到達しない場合も同様とする。明示または黙示の計算書の承認は、すべてのその中に含まれる項目およびすべての当行の留保の承認を含むものとする。

(4) 小切手に関する義務

① バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、小切手用紙の細心の注意をもってする保管の義務を定めている。また、ベルギー諸行為に関する一般規則では、最大の注意を払ってする保管の義務が定められ、その効果としては、小切手帳の全部または一部の紛失・盗難と、そこに含まれる小切手の不正使用から生ずるすべての結果について責任を負う旨が定められている。さらに、クレディ・リヨネ銀行預金口座約款では、盗難の危険を回避するために小切手の保存(小切手帳の中に身分証明書をはさみこまないこと、使用中の小切手帳の番号を別の場所に記録しておくこと)に際して、ある種の注意を払うことが定められている。また、イタ

リア当座勘定規則では、小切手用紙の保管責任が定められ、その効果としては、喪失、盗難、不正・濫用的使用による結果について責任を負う旨が定められている。

(資料)

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款(「その I」120頁)

2条 小切手用紙は細心の注意をもって保管されなければならない。小切手用紙または小切手用紙受取証の盗難・紛失は、口座のある支店に対して遅滞なく届けられなければならない。口座名義人は、汚損した小切手を直ちに廃棄しなければならない。小切手契約の終了に際しては、使用されなかった小切手用紙を遅滞なく口座のある支店の窓口に返還するか、使用できないような措置を取った上で返送しなければならない。

○ベルギー諸行為に関する一般規則(「その I」50頁)

2条 即時払口座

(6) 小切手帳の取得は、口座名義人は最大の注意を払ってそれを保管する義務を負うことを意味する。名義人は、小切手帳の全部または一部の紛失・盗難、それに含まれる小切手の不正使用から生じうるすべての結果について責任を負う。

○クレディ・リヨネ銀行預金口座約款(「その I」94頁)

5条 (小切手帳の交付)

(7) 小切手帳は簡便な支払手段である。変造または盗難の危険を回避するためには、小切手の作成(消えるインクで小切手を書かないこと)や小切手の保存(小切手帳の中に身分証明書をはさみこまないこと、使用中の小切手帳の番号を別の場所に記録しておくこと)に際して、ある種の注意を払うことが名義人の利益にかなう。重大な過失がある場合には、顧客が責任を負うことになる。

○イタリア当座勘定規則(「そのI」177頁)

3条(2) 口座主は、小切手用紙および関連する請求書の管理および保管の責めを負い、その喪失、盗難、またはその不正もしくは濫用的使用によって生じた結果について責任を負う。この小切手の喪失または盗難は、直ちに銀行に通知しなければならない。小切手用紙の郵送は、口座主の危険においてなされる。

② 届出義務については、次の事項が定められている。バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、盗難・紛失の届出義務が定められている。

これに対して、当座勘定規定では、小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った旨の届出義務が定められ、その効果として、届出前の損害についての銀行の免責が定められている。

(資料)

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款(「そのI」120頁)

2条 小切手用紙は細心の注意をもって保管されなければならない。
小切手用紙または小切手用紙受取証の盗難・紛失は、口座のある支店
に対して遅滞なく届けられなければならない。口座名義人は、汚損し
た小切手を直ちに廃棄しなければならない。小切手契約の終了に際し
ては、使用されなかった小切手用紙を遅滞なく口座のある支店の窓口
に返還するか、使用できないような措置を取った上で返送しなければ
ならない。

③ 廃棄・返還については、次の事項が定められている。バイエリッシェ・
フェラインスバンク小切手取引約款では、汚損小切手用紙の廃棄、終了時
の未使用小切手用紙の返還の義務が定められている。また、イタリア当座
勘定規則では、当座勘定取引関係終了時の未使用小切手用紙の返還義務が
定められている。

(資料)

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款(「そのI」120頁)

2条 小切手用紙は細心の注意をもって保管されなければならない。
小切手用紙または小切手用紙受取証の盗難・紛失は、口座のある支店
に対して遅滞なく届けられなければならない。口座名義人は、汚損し
た小切手を直ちに廃棄しなければならない。小切手契約の終了に際し
ては、使用されなかった小切手用紙を遅滞なく口座のある支店の窓口
に返還するか、使用できないような措置を取った上で返送しなければ
ならない。

○イタリア当座勘定規則（「そのⅠ」177頁）

3条（3） 当座勘定取引関係が終了した場合には、未使用の小切手用紙は、銀行に返還されるものとする。

④ 小切手の作成記入については、以下の事項が定められている。バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、小切手用紙への明確かつ正確な記入と、算用数字および文字での記入の義務が定められている。また、クレディ・リヨネ銀行預金口座約款では、変造の危険を回避するために小切手の作成にある種の注意を支払う義務（消えるインクで小切手を書かないこと）が定められ、その効果として、重大な過失がある場合には、顧客が責任を負う旨が定められている。

（資料）

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款（「そのⅠ」120頁）

3条 小切手用紙への記入は明確で正確になされなければならない、かつ、注意して取り扱わなければならない（例：折りまげたり、穴を開けたり、汚したりしてはならない）。小切手金額は、後から書き加えられないように、算用数字および文字で記入されなければならない。

○クレディ・リヨネ銀行預金口座約款（「そのⅠ」94頁）

5条（小切手帳の交付）

（7） 小切手帳は簡便な支払手段である。変造または盗難の危険を回避するためには、小切手の作成（消えるインクで小切手を書かないこと）

や小切手の保存（小切手帳の中に身分証明書をはさみこまないこと、使用中の小切手帳の番号を別の場所に記録しておくこと）に際して、ある種の注意を払うことが名義人の利益にかなう。重大な過失がある場合には、顧客が責任を負うことになる。

(5) みなし到達

① 到達がみなされる場合として、以下の事由が定められている。オーストラリア・ウエストパック銀行の保証約定書では、通知または請求に署名した者にとって最後に知れたその通常の住所、営業所もしくは登録された事務所宛に、前払いの封筒により郵送された場合が定められている。また、スイス普通取引約款では、顧客により通知された最終の住所に宛てて送付されたときが定められている。さらに、ベルギー諸行為に関する一般規則では、銀行との関係が始った時に指示された住所、あるいは、それを変更するという明示の指図によって事後に指示された住所に宛てて通信がなされた場合が定められている。また、ロイズ銀行保証契約書では、本契約に述べられている住所または「銀行」に最後に知られた住所に送られた場合が定められている。

(資料)

○オーストラリア・ウエストパック銀行の保証約定書（「その I」281 頁）

19 条 銀行から、または銀行を代理して、保証人または債務者に対してなされる通知または請求は、それが書面によってなされ、支配人ま

たは銀行から権限を与えられたその他の者によって署名され、かつ、場合により、保証人に対してまたは債務者に対してこれらの通知または請求に署名した者にとって最後に知れたその通常の住所、営業所もしくは登録された事務所宛に、前払いの封筒により郵送された場合、保証人に対して、または債務者に対して、直接に交付された場合または本約定書が通知または請求がなされるべき当事者によって本約定書が完成された州または場所の官報において通告した場合であって、このような送達があらゆる点で有効であるときは、正当になされたものとみなされ、かかる送達が行なわれた時点で保証人または債務者が精神的に病気があり、精神的に欠陥を有し、死亡し、破産し、または上述の州または場所に住んでいなくても、その他の事情があろうとも、同様であり、かつ、かかる通知または請求が上述のように郵送されたときは、それは、かかる通知または請求が同封された封筒または色紙が通常の郵送の過程で郵送先の住所に到着すべき時に一実際には到達しなかったとしても一、また官報において通告されたときは官報の公刊の時に、保証人または債務者により受取られたものとみなされる。

○スイス普通取引約款（「その I」40 頁）

3 条 当行の通知は、顧客により通知された最終の住所に宛てて送付されたときは、なされたものとみなされる。当行の所持する複本または送付リストの日付に送付されたものと推定される。当行の保管する郵便は、疑いのあるときは、当行が付す日付に到達したものとみなされる。

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 64 頁）

25 条 通信

(1) 銀行との関係が始った時に指示された住所、あるいは、それを
変更するという明示の指図によって事後に指示された住所に宛てて通
信がなされていれば、その通信は正しく行われたものとみなす。

○ロイズ銀行保証契約書（「その I」 247 頁）

18 条 本契約のもとにおける「銀行」によるなんらかの通知または請
求は、もし、テレックス、電報、または、前払い一等郵便で、本契約
に述べられている住所または「銀行」に最後に知られた住所に送られ
たならば、十分に与えられたものとみなされ、および、テレックスま
たは電報の場合は、私たちに、翌営業日の午前 10 時に（または、もし
翌日が営業日でないならば、翌営業日の午前 10 時に）、送達された
とみなされ、および、郵便の場合は、それを投函した時点から 5 日の満
了において、住所において到達されたものとみなされ、前述のものは、
法的手続の送達において、良好な送達を構成するとみなされるもの
とする。

② 連絡先の決定については、振込規定では、振込の依頼にあたって記載・
入力された住所・電話番号または振込資金を振替えた預金口座について届
出のあった住所・電話番号が定められ、その効果として、通知照会がで
きないことにより生じた損害の免責が定められている。

2. 指図の瑕疵ある執行

指図の不執行または瑕疵ある執行の結果として損害が生じたときの損害賠償の範囲について、スイス普通取引約款は、利息を含む旨を定めている。

(資料)

○スイス普通取引約款(「そのI」42頁)

7条(指図の瑕疵ある執行)

指図(取引所に関する指図を除く)の不執行または瑕疵ある執行の結果として損害が生じたときは、当行は、利息についてのみ責任を負う。ただし、個別の場合に、これを超える損害の差し迫った危険が指示されていたときは、このかぎりでない。

3. 銀行の免責規定(一般的なもの)

(1) 銀行免責の場合

① 免責の基準については、以下のような定めがある。ベルギー諸行為に関する一般規則では、銀行の部署または提携銀行の重過失から直接に生じた結果でない状況に由来する滅失や損害の責任を負わないとする。すなわち、軽過失については免責される。イタリア当座勘定に関する規則では、指示または取引が第三者に帰すべき事由または銀行の責に帰すべからざる事由によって履行されなかった場合、銀行は責任を負わないとする。

(資料)

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 55 頁）

10 条 手形・小切手（家賃等の）請求書等の取立て

(5) 銀行は自己にゆだねられた手形の預け入れについて最良の注意を払う。しかしながら、とりわけ、以下の場合、銀行はいかなる責任をも負わない。

a) (略)

b) 銀行の部署または提携銀行の重過失から直接に生じた結果でない状況に由来する滅失や損害。

c) から j) (略)

○イタリア当座勘定に関する規則（「その I」 186 頁）

17 条 (2) 銀行は、第三者に帰すべき事由または銀行の責に帰すべからざる事由によって、指示または取引が履行されなかったことによる責任を負わない。

② 証券の真正性・有効性については、ベルギー諸行為に関する一般規則では、支払場所における支払に関して、証券の真正性・有効性に関する責任をいっさい負わない旨が定められている。

(資料)

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 58 頁）

11 条 支払場所指定

(7) 銀行は、支払場所における支払に関して、証券の真正性・有効性

に関する責任、あるいは、支払場所たる窓口に指示が延着したことによる責任をいっさい負わない。

③ 署名・印鑑の照合・審査については、以下のような場合に、免責される旨が定められている。クレディ・スイス約款では、適正な注意を尽くしたにもかかわらず、当行の探知しない偽造または誤った認定の結果に対しては、いかなる責任も引き受けないと定めている。ベルギー諸行為に関する一般規則では、銀行は、指図、委任状、許可に際してなされた署名の確認によってさけられなかった事態については責任を負わないと定めている。

これに対して、銀行取引約定書では、手形、証書の印影を、私の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引をしたときは、手形、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負いますと定めている。また、当座勘定規定では、手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いませんと定めている。さらに、普通預金規定では、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いませんと定めている。

(資料)

○クレディ・スイス約款（「その I」 40 頁）

2 条 当行は、顧客および適法に選任された代理人の署名を注意深く審査する義務を負うが、照合に関してそれ以上の審査をなす義務を負わない。適正な注意を尽くしたにもかかわらず、当行の探知しない偽造または誤った認定の結果に対しては、いかなる責任も引き受けない。

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 63 頁）

20 条 署名

(4) 銀行は、指図、委任状、許可に際してなされた署名の確認によってされなかった事態については責任を負わない。

④ 通信・連絡の事故については、以下のような場合に免責される旨が定められている。イタリア当座勘定に関する規則では、顧客からの通知の誤謬、不着、遅延から生ずる結果を口座主の危険とする。スイス普通取引約款では、郵便、電報、電話、テレックスその他の通信手段または運送機関の利用による、とりわけ滅失、遅延、誤認、毀損、または二重作成により生じた損害は、当行に重大な過責がないかぎり、顧客が負担するとする。ベルギー諸行為に関する一般規則では、郵便の遅滞の場合、銀行はいかなる責任をも負わない、銀行は、電報の伝達の際の遅延、過誤、脱落、またはその内容の誤解についていかなる責任も負わないとする。

(資料)

○イタリア当座勘定に関する規則（「その I」 186 頁）

17条 (1) 口座主からの通知は、その誤謬、不着および遅延から生ずる結果に関し、口座主の危険においてなされる。

○スイス普通取引約款（「その I」 41 頁）

6条（通信の誤り）

郵便、電報、電話、テレックスその他の通信手段または運送機関の利用による、とりわけ滅失、遅延、誤認、毀損、または二重作成により生じた損害は、当行に重大な過責がないかぎり、顧客が負担する。

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 55 頁）

10条 手形・小切手（家賃等の）請求書等の取立て

(5) 銀行は自己にゆだねられた手形の預け入れについて最良の注意を払う。しかしながら、とりわけ、以下の場合、銀行はいかなる責任をも負わない。

a) 郵便の遅滞。

b) から j) (略)

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 64 頁）

23条 証券等の郵送

証券類の郵送にともなうすべての費用・危険は顧客・郵送者の負担とする。銀行は、危険が保険でカバーされており、当該損害がその範囲に入る限度でのみ責任を負う。特別な危険は形式に合致して指図によるのでない限り負担しない。

⑤ 小切手事故については、バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、小切手・小切手用紙・小切手用紙受領証の喪失（盗難・紛失・遺失）は口座名義人が負担すると定めている。

（資料）

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款（「その I」133頁）

11条 前条までの規定に反した行為による不利益、または小切手・小切手用紙・小切手用紙受領証の喪失（盗難・紛失・遺失）、無権限者による使用、偽造、変造による不利益は、口座名義人が負担する。支払人たる金融機関は、損害発生につき、他の原因との関係で共同の原因として寄与した範囲においてのみ、帰責事由がある限りで、責任を負う。

⑥ 無権限取引については、以下のような定めがある。バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、無権限者による使用、偽造、変造による不利益は口座名義人が負担するとする。スイス普通取引約款では、資格の欠如および偽造を知らなかったことにより生ずる損害は、当行に重大な過責がないときは、顧客が負担するとする。

（資料）

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款（「その I」133頁）

11条 前条までの規定に反した行為による不利益、または小切手・小切手用紙・小切手用紙受領証の喪失（盗難・紛失・遺失）、無権限者に

よる使用、偽造、変造による不利益は、口座名義人が負担する。支払人たる金融機関は、損害発生につき、他の原因との関係で共同の原因として寄与した範囲においてのみ、帰責事由がある限りで、責任を負う。

○スイス普通取引約款（「その I」 40 頁）

4 条（署名・資格審査）

資格の欠如および偽造を知らなかったことにより生ずる損害は、当行に重大な過責がないときは、顧客が負担する。

⑦ 顧客の無能力について、スイス普通取引約款では、顧客自身または第三者の行為能力がないことにより生ずる損害を、顧客が負担するとする。

（資料）

○スイス普通取引約款（「その I」 41 頁）

5 条（行為能力の欠如）

顧客は、自己自身または第三者の行為能力がないことにより生ずる損害を負担する。ただし、自己自身については、スイス官報において公告されたとき、または、第三者に関しては、当行に対して書面により通知されたときは、このかぎりでない。

⑧ 銀行が提供する情報について、ベルギー諸行為に関する一般規則では、顧客の要求によって提供された情報は、どのような性質のものであれ、保

証、責任なしに提供されるとする。

(資料)

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」65 頁）

27 条 情報

顧客の要求によって提供された情報は、どのような性質のものであれ、保証、責任なしに提供される。情報は、秘密厳守のものとして提供され、いかなるやり方であれ、顧客から第三者に知らされてはならない。

⑨ 不可抗力については、以下のような定めがある。ドイツ1993年新銀行普通取引約款では、不可抗力な事態、暴動、戦争および自然災害またはその他銀行の責任でない事件（たとえばストライキ、ロックアウト、交通障害、内外の公権力による措置）によって生じた損害については、銀行は免責されるとする。また、ベルギー諸行為に関する一般規則では、内戦・戦争、暴動、争議、通信不通、疫病、郵便物の差押・盗難・紛失、モラトリアム、その他の不可抗力については、銀行は免責されるとする。

これに対し、銀行取引約定書では、振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または差し入れた証書の事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合、差し入れた担保についてやむをえない事情によって損害が生じた場合は、銀行は免責されるとする。

(資料)

○ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款 (「その I」 16 頁)

3 条 銀行の責任 ; 顧客の双方 (共働) 過失

(3) 事業についての障害

銀行は、不可抗力な事態、暴動、戦争および自然災害またはその他銀行の責任でない事件 (たとえばストライキ、ロックアウト、交通障害、内外の公権力による措置) によって生じた損害については、責任を負わない。

○ベルギー諸行為に関する一般規則 (「その I」 55 頁)

10 条 手形・小切手 (家賃等の) 請求書等の取立て

(5) 銀行は自己にゆだねられた手形の預け入れについて最良の注意を払う。しかしながら、とりわけ、以下の場合、銀行はいかなる責任をも負わない。

a) から i) (略)

j) 内戦・戦争、暴動、争議、通信不通、疫病、郵便物の差押・盗難・紛失、モラトリアム、その他の不可抗力。

(2) 銀行が責任を負う場合

① 基本原則として、以下のような定めがある。ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款では、銀行は、その義務の履行に際してその協働者および義務の履行のために参加させた者の全ての故意・過失につき責任を負うとする。ベルギー諸行為に関する一般規則では、銀行は自己にゆだねられた手形の

預け入れについて最良の注意を払い、証券類の郵送について、銀行は、危険が保険でカバーされており、当該損害がその範囲に入る限度でのみ責任を負い、特別な危険は形式に合致して指図によるのでない限り負担しないとする。

(資料)

○ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款 (「その I」15 頁)

3 条 銀行の責任 ; 顧客の双方 (共働) 過失

(1) 責任原則

銀行は、その義務の履行に際してその共働者および義務の履行のために参加させた者のすべての故意・過失につき責任を負う。個別的な営業取引のための特別約款またはその他の合意がこれと異なる定めをしている場合には、この定めが優先して適用される。顧客が有責な行為 (例えば約款 11 条に定められている協力義務の違反) により損害の発生に寄与した場合には、銀行と顧客がいかなる範囲において損害を負担するかは、双方の過失 (共働過失) の原則によって定められるものとする。

○ベルギー諸行為に関する一般規則 (「その I」55 頁)

10 条 手形・小切手 (家賃等の) 請求書等の取立て

(5) 銀行は自己にゆだねられた手形の預け入れについて最良の注意を払う。しかしながら、とりわけ、以下の場合、銀行はいかなる責任をも負わない。

(以下、略)

○ベルギー諸行為に関する一般規則（「その I」 64 頁）

23 条 証券等の郵送

証券類の郵送にともなうすべての費用・危険は顧客・郵送者の負担とする。銀行は、危険が保険でカバーされており、当該損害がその範囲に入る限度でのみ責任を負う。特別な危険は形式に合致して指図によるのでない限り負担しない。

② 共同原因としての寄与については、以下のような定めがある。バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款では、支払人たる金融機関は、損害発生につき、他の原因との関係で共同の原因として寄与した範囲においてのみ、帰責事由がある限りで、責任を負うとする。ドイツ1993年新銀行普通取引約款では、顧客が有責な行為により損害の発生に寄与した場合には、銀行と顧客がいかなる範囲において損害を負担するかは、双方の過失の原則によって定められるものとする。

(資料)

○バイエリッシェ・フェラインスバンク小切手取引約款（「その I」 133 頁）

11 条 前条までの規定に反した行為による不利益、または小切手・小切手用紙・小切手用紙受領証の喪失（盗難・紛失・遺失）、無権限者による使用、偽造、変造による不利益は、口座名義人が負担する。支払人たる金融機関は、損害発生につき、他の原因との関係で共同の原因

として寄与した範囲においてのみ、帰責事由がある限りで、責任を負う。

○ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款（「その I」15 頁）

3 条 銀行の責任；顧客の双方（共働）過失

(1) 責任原則

銀行は、その義務の履行に際してその共働者および義務の履行のために参加させた者のすべての故意・過失につき責任を負う。個別的な営業取引のための特別約款またはその他の合意がこれと異なる定めをしている場合には、この定めが優先して適用される。顧客が有責な行為（例えば約款11条に定められている協力義務の違反）により損害の発生に寄与した場合には、銀行と顧客がいかなる範囲において損害を負担するかは、双方の過失（共働過失）の原則によって定められるものとする。

③ 復委任・復代理・履行補助者については、ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款では、委託に関して、銀行がさらに第三者にその処理を委託する方式の下で定型的な方法によりその内容を実行する場合には、銀行は自己の名においてさらに第三者にそれを再委託する方法によってその委託を実行するものとし、たとえば銀行による情報提供を他の銀行に求めることや、外国における有価証券の保管および管理がこれに当たり、これらの場合に、銀行の責任は第三者についての注意深い選択と指図により制限されるとする。

(資料)

○ドイツ 1993 年新銀行普通取引約款 (「その I」15 頁)

3 条 銀行の責任 ; 顧客の双方 (共働) 過失

(2) 再委託

委託に関して、銀行がさらに第三者にその処理を委託する方式の下で定型的な方法によりその内容を実行する場合には、銀行は自己の名においてさらに第三者にそれを再委託する方法によってその委託を実行するものとする。このことは、たとえば銀行による情報提供を他の銀行に求めることや、外国における有価証券の保管および管理がこれに当たる。これらの場合に、銀行の責任は第三者についての注意深い選択と指図により制限される。

[山 田 誠 一]